

ID: 381

担当部署: 市立芦屋病院事務局 総務課

<p>処分の概要</p>	<p>行政財産の目的外使用料の徴収</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市病院事業用行政財産の目的外使用に関する規程 第5条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成21年病院事業管理規程第27号</p>		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第5条 行政財産の使用を許可する場合の使用料は、次に定める額を基準とし、管理者が定める。 (1) 土地の月額使用料 使用する財産の価格の1,000分の4 (2) 建物の月額使用料 使用する財産の価格の1,000分の6及び土地に係る使用料 (3) 芦屋市道路占用料条例(昭和29年芦屋市条例第5号)その他の条例を準用することが、他の使用料との均衡上必要があると認められる使用料 当該準用する条例において定められた額 2 使用期間が1月に満たない場合の前項の使用料の額は、日割計算による額とする。 【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成28年4月1日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 387

担当部署: 市立芦屋病院事務局 総務課

処分の概要	駐車場使用料の徴収		
例規名 根拠条項	市立芦屋病院使用料及び手数料条例 第4条		
例規番号	昭和27年条例第24号		
【根拠条文】 (駐車場使用料の額) 第4条 駐車場の使用料の額は、駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。ただし、24時間までごとの利用につき、1,600円を上限とする。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日